

特別養護老人ホーム しょうぶ苑 基本利用料一覧表 (平成27年4月1日現在)

《多床室》

単位:円

要介護度	サービス費	機能訓練 指導加算	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	栄養マネジ メント加算	処遇改善 加算(Ⅱ)	所得段階 区分	食費	居住費	日額合計	月額 (30日)
要介護1	594	12	36	6	13	14	22	第1段階	300	0	997	29,910
								第2段階	390	320	1,407	42,210
								第3段階	650	320	1,667	50,010
								第4段階以上	1,380	320	2,397	71,910
要介護2	661	12	36	6	13	14	24	第1段階	300	0	1,066	31,980
								第2段階	390	320	1,476	44,280
								第3段階	650	320	1,736	52,080
								第4段階以上	1,380	320	2,466	73,980
要介護3	729	12	36	6	13	14	27	第1段階	300	0	1,137	34,110
								第2段階	390	320	1,547	46,410
								第3段階	650	320	1,807	54,210
								第4段階以上	1,380	320	2,537	76,110
要介護4	796	12	36	6	13	14	29	第1段階	300	0	1,206	36,180
								第2段階	390	320	1,616	48,480
								第3段階	650	320	1,876	56,280
								第4段階以上	1,380	320	2,606	78,180
要介護5	861	12	36	6	13	14	31	第1段階	300	0	1,273	38,190
								第2段階	390	320	1,683	50,490
								第3段階	650	320	1,943	58,290
								第4段階以上	1,380	320	2,673	80,190

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×25/1,000＝処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護1 (594 + 12 + 36 + 6 + 13 + 14) × 30日 × 33/1,000 =668.25

なお、利用日数により処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に18円加算されます。

※入所から30日間に限り、サービス費に30円加算されます。

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※こたつ、テレビ等の使用の場合、別に定めた金額を徴収します。

《利用料の負担軽減について》

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。

②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。

③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

特別養護老人ホーム しょうぶ苑 基本利用料一覧表（平成27年4月1日現在）

《ユニット》

単位：円

要介護度	サービス費	機能訓練指導加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	栄養マネジメント加算	処遇改善加算(Ⅱ)	所得段階区分	食費	居住費	日額合計	月額(30日)
要介護1	625	12	6	6	13	14	22	第1段階	300	820	1,818	54,540
								第2段階	390	820	1,908	57,240
								第3段階	650	1,310	2,658	79,740
								第4段階以上	1,380	1,800	3,878	116,340
要介護2	691	12	6	6	13	14	24	第1段階	300	820	1,886	56,580
								第2段階	390	820	1,976	59,280
								第3段階	650	1,310	2,726	81,780
								第4段階以上	1,380	1,800	3,946	118,380
要介護3	762	12	6	6	13	14	27	第1段階	300	820	1,960	58,800
								第2段階	390	820	2,050	61,500
								第3段階	650	1,310	2,800	84,000
								第4段階以上	1,380	1,800	4,020	120,600
要介護4	828	12	6	6	13	14	29	第1段階	300	820	2,028	60,840
								第2段階	390	820	2,118	63,540
								第3段階	650	1,310	2,868	86,040
								第4段階以上	1,380	1,800	4,088	122,640
要介護5	894	12	6	6	13	14	31	第1段階	300	820	2,096	62,880
								第2段階	390	820	2,186	65,580
								第3段階	650	1,310	2,936	88,080
								第4段階以上	1,380	1,800	4,156	124,680

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×33/1,000＝処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護1 (625 + 12 + 6 + 6 + 13 + 14) × 30日 × 33/1,000 = 669.24

なお、利用日数により処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に18円加算されます。

※入所から30日間に限り、サービス費に30円加算されます。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※こたつ、テレビ等の使用の場合、別に定めた金額を徴収します。

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

《利用料の負担軽減について》

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。

②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。

③利用料の半額が医療費控除の対象となります。